

又ましてご提案申しあげた次第でございます。第一案は目的をうけておるわけでございます。条例を定め、
の場合のほか、給与を受けながら職員団体の業務
としてはならないという旨を規定しているの目的で
ございます。第二案の一項から四項に該当する
場合は行為ができるということとを規定しているも
のでございます。これは公務員法の第五十五条に
基づくもので、職員の給与、勤務時間その他勤務条
件等組合と町当局との交渉することと、これらの
問題を執行委員会が準備する場合、二項は国民
の祝日と年末年始、これは十二月十九日から三十日
一月二日と三日、この間であって、特に勤務を命ぜられ

ていない場合は交渉ができるということになって
おるわけでございます。第三項は職員の年次休
暇でございます。年次休暇の与えらるる場
合は交渉が可能であるということでございます。
一般職員の年次休暇は二十日間あるわけでありま
す。第四項は刑事事件に關して起訴された後、
休職となった場合を規定したものでございまして、
以上の条件の内容をご説明申しあげた次第で
ござります。よろしくご審議のほどお願ひ申しあ
げます。

一議長(中西虎蔵君) このより質疑を行います。
一九番(大野伸夫君) 議案第六十三号についてござ
いますか。一、二、〇の関係である九月の都議会

に付きましては、相当論議をなしまして、最終的に
は修正案をもって可決されたわけでございますが、
当町においても、この都議会の修正案を根本に、この
議案であるのかどうか、その点お伺いいたします。
一、調査室主査（大野忠一君） お答え申し上げます。
この条例案は都におきまして非常に難航した条
例でございます。市においても現在までほとん
どできておりまして、町村の関係については、三
摩の町村が集り、話し合っておりますが、その際
問題となりましたのは、「適法な交渉」という点で
はたしてどの程度までか適法であるのかという問題
があったわけですが、市町村間で話し合い、都に
おいて修正をいたしました適法な交渉とその準備

をやる場合もよろしいということ。一応三摩
郡においても同じ歩調で提案されて参つておる
わけでございます。

一、九番（大野行夫君） そういたしますと、この議案
は都議会における問題のとおり、各地方公共団体
も行動かという。又そのように条例改正がなされて
おると解釈してもよろしいのかどうか。

一、調査室主査（大野忠一君） そのとおりであります。
一、議長（中西虎蔵君） これにて質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第六十五号及び六十六号
等は、それぞれ総務委員会に付託し、詳細な審議
を願うことになっております。これに御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（中西虎蔵君）　ご異議なしと認めさよう決定いたし
ました。なお本委員会の審査報告は本会期中にお願
いいたします。

一議長（中西虎蔵君）　おはかりいたします。日程第九及
び日程第十については関連がありますので一括議題
に供したいと思っておりますがこれにご異議ありませんか
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長（中西虎蔵君）　ご異議なしと認めさよう決定いたし
ました。

一議長（中西虎蔵君）　日程第九東京都に対する公平委
員会事務の委託の廃止について議案第六十五号、日
程第十東京都町村公平委員会共同設置について

議案第六十六号を一括議題に供します。　事務局長
として議案の朗読をいたさせます。

（島田議会議務局長朗読）　省略

一議長（中西虎蔵君）　理事者から提案理由の説明を求め
ます。

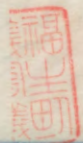
（助役森田幸造君登壇）

一助役（森田幸造君）　お許しをいただきます。議案第六

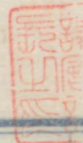
十五号及び六十六号についてご説明を申しあげます。

議案第六十五号は東京都に対する公平委員
会事務の委託の廃止についてご提案申しあげた次第
でございます。議案第六十六号は東京都町村公平
委員会共同設置についてご提案申しあげたわけで
ございます。東京都の市町村は八王子、武蔵野、

立川、三鷹、青梅の五市を除き、公平委員会事務を都の人事委員会に昭和二十七年以来、委託して参つたのであります。本年の初め、人事委員会から行政部を通じまして解除した旨の申し入れがございました。関係市町村の目で、この問題でいろいろ検討いたしまして、全市町村共同、あるいは別に組織するとか、都の人事委員会の職員を派遣していただく方法を検討して参りました。去る四月既設定の八王子市以下四市を除き、共同設置が決まりましたので、町村においても町村と一部事務組合を含む共同で組織することと話し合ひました。六月の議会にご提案申し上げまして準備をいたしましたのでございます。たまたま田無町、保谷町が途中で脱退



し、議会側にもご迷惑をおかけしましたことを深くお詫言申しあげます。その後西多摩郡としては



八町村、南多摩三町、北多摩六町、島が八町村、一部事務組合が、合計いたしまして二十四団体で共同設置するはこゝとなつた次第でございます。以上が今までの経過の概要でございます。なお規則の内容について簡単に説明申し上げます。第一條は共同設置する団体でございます。別表の二十四団体でございます。第二條は名称、第三條はこの事務所を退職手当組合の中に置くことを定めてあります。第四條は公平委員会委員の選任方法でございます。第五條は地方公務員法に規定される委員三名は町長と議長の合同会議で定めることとつてある

次第でございます。この点はこの前におはみりしよう
として点と異なるわけでございます。これは職
員組合等から申し入りがござりまして、議長さんを
加えて協議願った方が公平を期することでありま
す。加さざるということから議長さんもこの中に参
第五條は事務職員の設定でございます。関係
団体の長と協議することになっておる次第でござい
ます。第六條は経費負担であります。大体平
年度におきまして百五十万円位であろうというこ
とでございます。従って当町における平年度の
負担が七万円程度ではなかろうかと考えておりま
す。なお不利益処分由出等の事件があります。

場合はその該当の町村の負担する事になって
おります。第七條は予算についてでございます。
また、この予算は特別会計とし、第八條は決
算に関する規定、第九條は関係団体で条例を
改正した場合にたぐちに共同設置した委員会に報
告するということになっております。第十條は事
務の規定、第十一條は十條の取扱ひ方、第十二條は委
員の罷免で心身の故障等の場合もやはり第四條
と同じように町長と議長さんの会議で決めるという
ことになっております。第十三條は補則であります。
このほかに必要な事項は町長と協議して定める
ことになっております。以上規約の内容について
ご説明申し上げたわけであります。議案第五

その廃止については都議会において議決されない
と発効できませんので、都においては十二月の議会
に提案されるはこのようになっておる次第でございます。
よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

一議長(中西虎蔵君) このより質疑を行います。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君) このより質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第六十五号は原案と
あり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君) この異議なしと認めます。よって

議案第六十五号は原案とあり可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君) つぎに議案第六十六号は原案と

あり決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君) この異議なしと認めます。よって議

案第六十六号は原案とあり可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君) この暫時休憩いたします。

午前十一時 一分休憩

午後 一時 二分開議

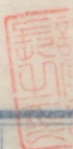
一議長(中西虎蔵君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長(中西虎蔵君) おはかりいたします。日程第七より

日程第十四号は関係ありますので一括議題に俟し
たいと思いますか。このに異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君) この異議なしと認めさよう決定いたします。

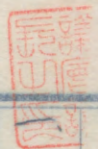


した。

一議長(中西虎蔵君) 日程第十一福生町財政再建計画の変更について議案第六十七号、日程第十二昭和四十一年度福生町一般会計補正予算第二号、議案第六十八号、日程第十三昭和四十一年度福生町国民健康保険特別会計補正予算第二号、議案第六十九号、日程第十四昭和四十一年度福生町福生都市計画福生土地整理事業特別会計補正予算第二号、議案第七十号を一括議題に供します。事務局として議案の朗読をいたさせます。

(野崎議事係長朗読) 省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。



(助役木村幸造君登壇)

助役(森田幸造君) お許しをいたさして、さうして、一括上程されました議案第六十七号福生町財政再建計画の変更について、議案第六十八号昭和四十一年度福生町一般会計補正予算、議案第六十九号昭和四十一年度福生町国民健康保険特別会計補正予算及び議案第七十号昭和四十一年度福生町福生都市計画福生土地整理事業特別会計補正予算、以上の四議案について説明申し上げたいと存じます。申しあげるまでもなくこの四議案は相互に関連を要するものでございまして、財政再建計画の変更の承認の得られなければ基きまして、それ以外の予算を提出申し上げるにあり補正せざるを得

ないものもございます。財政再建計画変更について
第一表のとおり歳入の一般財源負担分、歳入の一般財
源負担分は少しも数值的には変らないもので、その
計画中においてそれを融通いたしましたので、編成いたし
たということからなされた変更であると承知しております。
私どももいたしましては軽微な変更と承知して、届
出により建設事業に四百万円ほどの予算を増額し
て、かつてお約束申しあがりました仕事をこの際実
行させていたたきたいと存する次第でございますが、
財政再建計画の性質上、新たなる建設にとまらうもの
については、計画の変更という手続きを取るべきであ
ろという行政部等の見解がございます。ここに提
束申しあがります次第でございます。その内容ござい

います。年度の途中におきまして、普通財源をもと
にれた事業の計画は財政再建の性質にてらして、取
るべきではないという見解もありましたために国民

健康保険の会計に繰出す予定になっております。
二百万円と、区政整理事業特別会計に繰出す予定
にたっておりました二百万円を確定財源の予算と
いたしまして、建設事業費におきまして道路舗装
等の費用に二百万円、サイレン等に六十万円、火
災事業費において百四十万円、合計四百万円の建設
事業を当年度補正として実行させていたたきだ
いと存じまして、そのための補正予算を編成いたし
たものでございます。従いまして第一表の財政再建計
画の変更のご承認を賜りますと一般会計の補正予

算に於いては、その繰上金を四百万円減じまして、これによつて得た財源をもとにいたしました。土木費、消防費、等におきまして四百万円の事業をさせていただくための予算を編成いたしました次第でございます。以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。そして説明を終わらせていただきます。

一議長(中西虎蔵君)　これより質疑を行います。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君)　これにて質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第七十号は原案とおおりに決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君)　ご異議なしと認めます。よつて議案

第七十号は原案とおおりに決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)　つぎに議案第七十一号は原案とお

りに決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君)　ご異議なしと認めます。よつて議

案第七十一号は原案とおおりに決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)　つぎに議案第七十二号は原案とお

りに決するに異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一議長(中西虎蔵君)　ご異議なしと認めます。よつて議案

第七十二号は原案とおおりに決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)　つぎに議案第七十三号は原案とお

おりに決するに異議ありませんか。

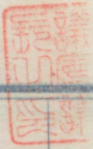
「異議なし」と呼称者あり」

一議長(中西虎蔵君)　ご異議なしと認めます。よって議案第七号は原案どおり可決いたしました。

一議長(中西虎蔵君)　日程第十五昭和四十年年度福生町一般会計歳入歳出決算認定について議案第七号を議題に使します。朗読を省略したばすに理事者から提案理由の説明を求めます。

一収入役秋山誠一君登壇

一収入役(秋山誠一君)　ご指名がありましたので昭和四十年年度の一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申しあげます。歳入におきまして六億四千九百三十五万七千三百八十二円、歳出が六億九千二百六十五万六千六百三十九円ととなっております。この差



引き不足額が四千三百二十九万九千二百五十七円、この額が翌年度に繰越さる赤字額でございます。つきに歳入歳出決算書の款項について若干説明を加えたいから大要をご説明申しあげたいと思います。まず町税でございますが、町税の収入済額が二億百四十七万八千八百三十一円、予算に比較いたしますと三百五十万円ほどの増収になっておりますが、甚だ残念なことでございますが、収入未済額、これは滞納でございます。九百七十五万九千九百九十九円残っております。不収欠損額が九千三万四千四百六十二円、これは古い滞納のもの、徴収不能となったものと欠損処分いたしましたものがございます。項については町民税以下都市計画税については予算額算入しておりますのでご参